

古代影向寺と武藏国橘樹地域

一所蔵瓦からみる川崎の歴史－

法政大学第二中・高等学校社会科学・歴史研究部

3年 大石康貴・中條博貴

2年 浦沼凌生・武藤忠英

1年 小森 智

I. はじめに

私たちの部は「高校生の視点から地域の歴史を掘り起こす」ということを目標に活動をしている。私たちの通う学校は戦前より川崎市に所在しており、地域との関係も深い。前身の同好会が1952年に創設されて以来、地元川崎市の歴史について調査活動を行っている。

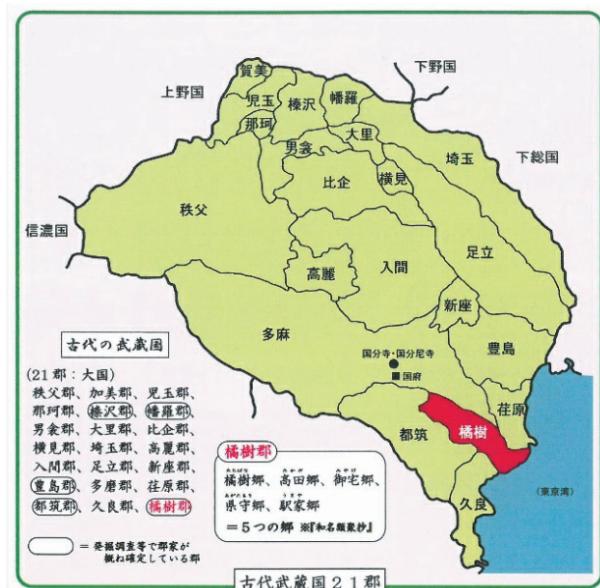
私たちの部室には、数箱のコンテナが長年誰も触れることなく保管されている。歴代のOBたちもその存在は知っていたものの、開けられることはなく、これまで具体的に調査が行われることはなかった。聞き取りの結果、これらの箱は1970年代に当時の部員たちが調査したときに集めたものだということが分かった。そのなかに川崎市にある古代寺院・影向寺の遺物が収められている。

現在の川崎市は武藏国に所属し、その武藏国に21郡存在した内一つで南部に位置する橘樹郡に本校や影向寺がある（【資料1】）。

この武藏国橘樹郡の郡衙が橘樹郡家跡だと考えられている。橘樹郡家跡とそこに隣接する影向寺の一部は、「古代地方行政機関と寺院との密接な関係性を示す官衙遺跡群として高い歴史的価値を有している」として2015（平成27）年に国史跡に指定された。2008（平成20）年には「たちばな古代の丘公園」として整備され、2024（令和6）年5月に全国初である飛鳥時代の正倉が復元された。

今回、私たちは古代官衙跡である「橘樹官衙遺跡」と古代寺院「影向寺」を研究テーマに設定した。法政二高が所蔵する影向寺の古代瓦を分類して瓦からどのようなことが分かるのか考えてみたい。

【資料1】古代の南武藏の位置



『国史跡橘樹官衙遺跡群橘樹郡家跡・影向寺遺跡』川崎市遺跡リーフレット①より引用

II. 影向寺と橘樹郡衙の概要

II-1 影向寺と橘樹郡衙の概要

影向寺遺跡と橘樹郡衙遺跡（千年伊勢山台遺跡），その周辺にある官衙関連遺跡は，橘樹官衙遺跡群を構成している（【資料2】）。橘樹官衙遺跡群は，川崎市高津区千年・北野川及び宮前区野川本町にかけて所在している遺跡群で，多摩丘陵上に位置しており，東側に広がる多摩川によって形成された沖積低地と多摩川を見下ろすことのできる場所に位置している。低地と遺跡群の位置する多摩丘陵との標高差は30mもあることから，周辺一帯を臨むことができる。

影向寺は，現在も神奈川県川崎市宮前区野川本町の住宅地の中に所在する天台宗の古刹である。寺の由来となった「影向寺石」は靈石とされ視力回復に関する伝説を今に伝える。影向寺の縁起や『新編武蔵風土記稿』によると，天平12（740）年の創建とされてきたが，近年の発掘調査によって創建時期は白鳳期まで遡ることが明らかになっている。更に影向寺の周囲では，江戸時代より古瓦が見つかっている。発掘調査では縄文時代から古墳時代までの建造物跡が確認され，大型の掘立柱建物・金堂跡などの施設があったことがわかっている。

また，影向寺の東には橘樹郡衙遺跡（千年伊勢山台遺跡）が位置している。1996（平成8）年の発掘調査では，武蔵国橘樹郡の正倉院が発見された（正倉院は現在では奈良の

【資料2】影向寺と橘樹郡衙遺跡周辺の遺跡



（国土地理院地図に加筆）

東大寺を指す固有名詞として用いるが、古代においては複数の正倉が並ぶ場所を正倉院と呼称した)。こうした立地や他の官衙遺跡と寺院の関連から、影向寺は橘樹郡の郡寺であると推定されている¹。そして周辺に立地する馬絹遺跡は7世紀後半に位置付けられる後期古墳であり、橘樹郡衙・古代影向寺の創建時期と数十年ほどしか変わらないことから、橘樹官衙造成との関連性が指摘されている。

II—2 先行研究

影向寺の境内から古瓦が見つかっていることは以前より知られていた。しかし、その瓦が考古学者によって分析がされるのは大正時代になってからのことである。大正11・12年には三輪善之助と谷川磐雄によって論文が発表された²。谷川は平瓦の中から発見した「都」と書かれた瓦を隣接する都筑郡のものであると考察した。また、谷川は三輪が発表した影向寺石が礎石であるという説に対して賛同している。谷川は現地で採集した巴瓦を、飛鳥時代から奈良時代前期に見られる型式であると分析し、影向寺の創建が奈良時代より遡る可能性を指摘した。

その後に研究が進展したのは、昭和20～30年代の古江亮仁の研究がある。古江は『川崎市史』において影向寺が郡寺である可能性を述べたが、当時は研究者から注目を集めることはなかった。平成2年に坂詰秀一によって評価がなされ³、後の研究でも古江の考察は注目されるようになった。

1970年代に入ると、影向寺周辺地域で宅地化の風潮が出てきた。そのため、埋蔵文化財の保護の観点から、長い間発掘調査が行われてこなかった影向寺において発掘調査が行われることとなった。こうして1975（昭和50）年、影向寺北側の畠地において宅地造成工事に先立つ調査が行われた。この調査から始まり現在に至るまで発掘調査は続いていることになる。

影向寺境内及びその周辺における発掘調査は、調査ごとに3つに分かれている。①開発事業に先立つ調査、②影向寺に伝わる文化財を総合的に調査することを目的とした影向寺文化財総合調査、そして③影向寺薬師寺を半解体修理に並行して行われた影向寺薬師堂保存修理事業である。

【資料3】2024年5月に復元された正倉



① 開発事業に先立った調査 (1975～・第1次調査～)

1975（昭和50）年の第一次調査から始まる一連の開発事業に先立った調査である。影向寺周辺地域の開発によって埋蔵文化財が失われてしまう危険性が高くなつたことから川崎市教育委員会は遺構の確認及びその記録作成を目的として、調査を実施した。住宅系移設工事、影向寺関連施設建設工事、影向寺境内内墓地整備工事などに伴う調査が行われた。大きな発見としては、第4次調査で7世紀後半頃の掘立柱建物1棟が発見されたことである。この建物は主軸方位が真北から西へ34度傾いており、概ね真北を向いている他の影向寺建物とは大きく異なつ

ていたことから、影向寺創建以前の建物である可能性が高いとされた【資料4】。この発見は影向寺の創建時期を推定するうえで極めて重要なものであった。

② 影向寺文化財総合調査（1977～1981）

影向寺には多くの文化財が所蔵されていいたが、1970年代前半までは全く調査されることなく、寺の歴史的変遷などについて不明なことが多かった。そのため川崎市教育委員会は影向寺に伝わる文化財を総合的に調査し、今後の保護施策の基礎資料を得るために、1977（昭和52）年～1981（昭和56）年度の5ヶ年計画で影向寺文化財総合調査を実施した。調査は影向寺文化財調査委員会を設置し、神奈川県教育委員会の指導のもと実施された。影向寺遺跡は寺院址の調査として発掘が行われた。調査の結果、影向寺に存在している「影向石」は現在の場所から5メートルほど離れた塔の礎石になっていたということが分かった。この発見は金堂跡の所在が現薬師堂の位置にあったのではと推定するにつながつた。

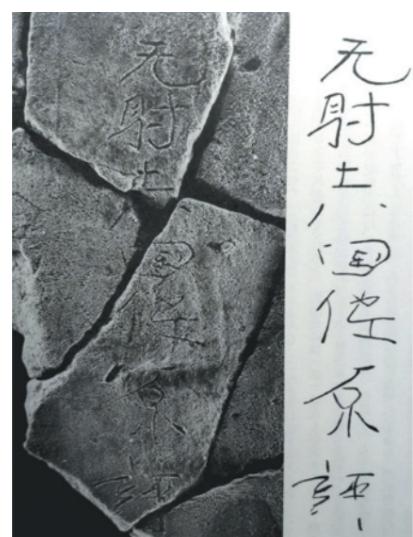
様々な遺物が発見されたが「无射志国荘原評」と明確に判読できる篆書きの文字瓦が発見されたことは大きな発見となつた。「无射志国」は「ムザシノクニ」となり、「武藏国」

【資料4】影向寺の発掘調査



川崎市遺跡リーフレット①より引用

【資料5】「无射志国荘原評」の文字が確認できる文字瓦
(村田文夫2016 p.68から引用)



のことであることがその読み方からもわかる。「荏原評」というのは多摩川を挟んで対岸の地名である。影向寺すでに見つかっていた「都」の瓦は隣接する「都築評」であると考えられていることも含めると、影向寺が他の行政地域と何らかの関係をもっていたことが考えられる。また、大宝律令以後に使われた「郡」ではなく、「評」の文字が使用されていることから、それより以前から影向寺遺跡が存在していたことが明らかとなった。

③ 影向寺薬師堂保存修理事業（1986～1989）

影向寺文化財総合調査で、調査当時の影向寺薬師堂は、建立されてから300年を経過し、劣化による痛みが生じていることが判明した。指定文化財の保護に問題があるという指摘が有識者、関係者から寄せられた。こうした状況を踏まえて、影向寺及び影向寺重要文化財保存会は県と市の教育委員会に要望書を提出し、1986（昭和61）年度から3ヶ年計画で薬師堂の保存修理を行うことになった。薬師堂を全解体するわけにはいかないため、建物の主要な軸組を残し、細かな材を取り外して修復する工法である半解体による修理となった。総合調査での結果から、現薬師堂の位置に金堂跡があるのではないかと推測されていたため、半解体と並行して薬師堂床下の発掘作業が行われた。その結果、床下には版築層が確認され、薬師堂が出来る前に何かしらの建物が存在していたことがわかった。この建物跡は金堂であると推測されている⁴。

以上のように、古代影向寺のその性格については発掘調査の成果や出土遺物などから検討が重ねられている段階である。特に、古代影向寺が橘樹郡衙の郡寺であるかどうかという見解は様々な議論がなされている。影向寺遺跡の発掘調査では、7世紀中頃の堀立柱建物跡が発見されており、かなり大型であることから豪族の居宅である可能性が指摘されている。また、古代影向寺は在地豪族の在地勢力圏がベースとなって築かれたものであり、寺が郡を超えた範囲まで関係をもっていたと考えられることから、単なる郡寺と解釈するのは適当ではないとする見解もある⁵。そのほか、古代影向寺を南武蔵地域の中核的寺院として仏教政策を担う寺院の一つであるという見解や⁶、古代影向寺の初期は捨宅寺院でその後に郡寺に発展したという見解もある⁷。

II—3 文献史料から見る古代橘樹地域

橘樹の地域に関する記述が初めて登場するのは『日本書紀』である。卷第十八の安閑天皇元年（534年）閏十二月の条によると、笠原直使主（かさはらのあたいおみ）と同族の小杵（おき）が武藏国造の地位を争ったという（武藏国造の乱）。朝廷の援助を受けて争いに勝利した笠原直使主は、その礼として横渟屯倉・橘花屯倉・多氷屯倉・倉櫟屯倉を献上した。この「屯倉」については、現在では「政治的軍事的拠点」という理解が一般的になっている⁸。この記述は史実ではないと以前は考えられていたが⁹、現在では繼体天皇21（527）年に北九州で発生した磐井の乱と同様に6世紀の前半の出来事として考えられている¹⁰。

また、近年では橋花屯倉は「たしばな」という音の共通性などから武藏国橋樹郡に所在していたと見るのが通説となっている¹¹。これが正しいとすると、橋樹地域は武藏国造の乱後の6世紀にはヤマト王権と関係を持っていたことがわかる。

橋樹郡（評）が成立した後の首長層に関しても史料から多く議論が行われている。『万葉集』卷20の4419と4420番歌から天平勝宝七歳（755年）に詠まれた防人の歌では、「橋樹郡」という語が初めて登場した。また、「上丁（かみつよほろ）物部真根」と「椋椅部（くらはしべ）」という名前から複数の氏族が存在していたことがわかる。しかし、この「上丁」という役職についてもまだ議論が行われており、物部真根は農民の出身に過ぎないという説もある¹²。

また、同年代の史料として正倉院の宝物である橋樹郡橋樹郷の「刑部直国当」の調庸布には、「郡司領外從七位下□□直名虫」が記載されている。郡司領の名虫のカバネは貢進者である刑部直国当と同様に「直」が見られることから、名虫のカバネも刑部であることが推察されていたが¹³、近年の調査によってそれが正しいことが確認された¹⁴。そのため天平勝宝八歳（756年）には刑部直氏が橋樹郡の郡領氏族であったことが確定した。

『続日本紀』では、神護景雲2年（768年）に橋樹郡の「飛鳥部吉志五百国」が白雉を献上したことから位階を授けられたことが記述されている。この「飛鳥部吉志」は渡来系氏族であると考えられている。橋樹郡は5つの郷から構成されており、橋樹郡は律令下における等級で下郡に分類されている。「飛鳥部吉志」は、大領1人、少領1人、主帳1人で構成される郡司のなかの1人の可能性があると考えられている¹⁵。しかし、これらの人物たちがどの役職に当たるのかについては、現在も議論が行われている。

以上から、橋樹地域は6世紀には倭王権との接点を持った地域だったことがわかる。また8世紀に入り、複数の姓の異なる氏族が確認されることから、これらの氏族が中央とのかかわりをもちながらこの地域を拠点としていたことが指摘できる。

II-4 江戸時代の影向寺

影向寺は現在も天台宗の寺院として川崎を代表する古刹の一つであり、「稻毛薬師」とも呼ばれる。江戸時代後期に成立した『新編武藏風土記稿』と『江戸名所図会』からは、次のようなことが読み取れる。

この時代には影向寺は天台宗多磨郡府中領深大寺の末寺であった。また、影向寺の名称は以前は「榮興寺」と書いていたが、後に「養光寺」と改めてその後に「影向寺」という変遷を辿っていた。天平12（740）年、聖武天皇の勅願で行基が建立した（発掘調査や文字瓦の発見によって寺の建立は7世紀後半の飛鳥時代まで遡ることがわかっている）。その後、天安元年（858年）には惟仁親王（後の清和天皇）と惟高（喬）親王が帝位を争っていた際に、慈覚大師円仁が当寺を再建した。

そして江戸時代になっても古瓦が影向寺の周辺から見つかる様子について記述されている。どちらの史料にも当寺に伝わる影向寺石の伝説に関する記述（影向寺石に溜まって

いる水によって視力を回復した)が残り、史実かどうか確認することはできないが、影向寺が江戸時代の人々にどのように認識されていたかがわかる重要な史料となっている。

III. 法政二高所蔵の影向寺関連遺物の分類

III-1 遺物の概要

O Bからの聞き取りによると、元々1977年の影向寺第1次発掘調査がおこなわれる前1974年から部として影向寺を研究テーマとしていたことがわかった。部室に保管されている遺物は当時の部員が調査をするなかで、調査資料として表面採集したものである。部室に持ち込まれた後は長らく触れられていなく、他の遺跡の遺物たちとまとめて置かれていた。その中に影向寺と書かれた札が入っていた箱が4箱見つかった。その中には注記されたものもあり、1979年から1980年の影向寺阿弥陀堂周辺・庫裡で採集したことは確実である。なおこのときの調査は、1975年10月の神奈川新聞にも掲載されているようである。

瓦の整理にあたって、考古学を専攻する大学生・院生に整理や、遺物の整理の仕方や瓦の扱いについて学んだ。専修大学考古学ゼミ（小林孝秀准教授・専門東アジア考古学）の方々に来ていただき、大学生や院生の方々と一緒に瓦を整理し、保管されていた瓦の見方や観察すべき点などを教えてもらった。

遺物を数えてみると、合計で785点の遺物が見つかり、その内訳は【資料7】の通りである。そのうち瓦の破片は315点見つかった。瓦のほかにも須恵器、縄文、弥生土器や中世の土器も混在している。土器は壺の破片が多く確認できる。この章では、これらをより細かく分類していくことを目的とする。分類するために、瓦に付いていたタタキ、瓦の色といった観点で1つ1つ分類していった。その後は、幾つかの特徴的な瓦を選び出し、その瓦たちを中心に川崎市の発掘調査報告書『橘樹官衙遺跡群の調査』と比較しながら考察していきたい。

【資料6】部室にある影向寺の瓦



【資料7】法政二高所蔵の影向寺関連遺物の総数

種類	土器	瓦	その他	合計
個数	451	315	19	785

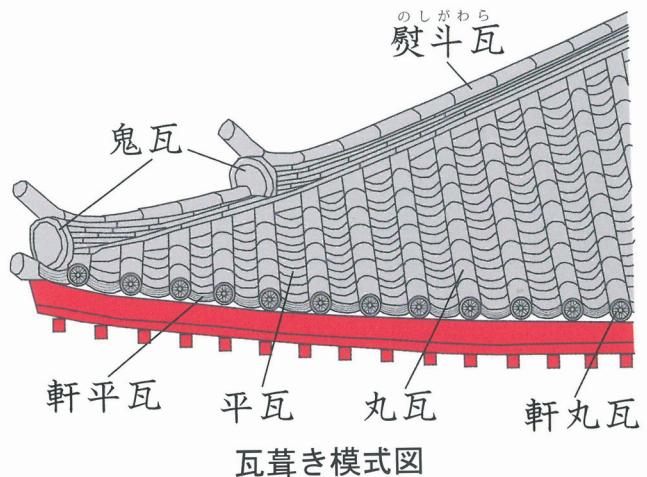
III-2 古代影向寺と瓦について

所蔵していく瓦を分類して行く前に瓦の名称や部位や、古代影向寺での建造物の変遷についてまとめていく。

① 瓦の分類と葺かれた場所

瓦は屋根のどのような場所に敷かれていくかで名称が変わっていく。名称と場所の関係は【資料8】の通りである。この内、軒平瓦、軒丸瓦を合わせて軒先瓦、丸瓦・平瓦を其々男瓦・女瓦ということもある。また、瓦は一つの瓦の中でも名称が変化する。例えば、丸瓦・平瓦に関しては、台形のように弧を描いている大きい辺から小さい辺へと曲がっていない辺が集まっており、それらを順番に広縁部、狭縁部、側縁部と読んでいる。さらに、瓦の出っ張っている面を凸面、少しへこんでいる面を凹面という。

【資料8】川崎市遺跡リーフレット①より



② 古代影向寺の変遷

古代影向寺境内の建造物の変遷を川崎市の報告書の記述に沿ってまとめた¹⁶。

第1期（7世紀中葉～後葉） 橘樹評段階

【建物】大型の掘立柱建物跡2棟（建物主軸方位が西に約40度傾いている）

【その他】古代影向寺の創建に先立ち建設された建物群。寺院関連施設ではなく、橘樹郡家に先行する橘樹評家に関連する施設、もしくは地元有力氏族の居宅であると推測される。

第2期（7世紀後葉） 影向寺創建期

【建物】推定金堂（総瓦葺建物。現在の薬師堂とほぼ同じ場所）

【その他】「无射志国荘原評」の文字瓦

第3期（8世紀前葉） 整備期①

【建物】推定金堂（2期から継続して造営していた可能性もある）

第4期（8世紀中葉） 整備期②

【建物】推定金堂（改装）

【その他】現在の薬師堂とほぼ同じ場所で金堂を再建したと想定される。
他の寺院関係施設も整備される。

第5期（8世紀後葉） 安定期①
【建物】 繩タタキの粘土紐作り平瓦（国衙系瓦屋で製作）
【その他】 武藏国府が管理する南多摩窯跡群で製作された瓦が出土しており、補修に使用されたものと考えられる。武藏国府との深い関係性がうかがえる。
第6期（9世紀前葉～中葉） 安定期②
【建物】 推定金堂（第5期の建物が踏襲されたと推測される）
【その他】 この時期の建物跡や瓦は発見されていない。
第7期（9世紀後葉～10世紀初頭） 補修・衰退期
【建物】 推定金堂、塔
【出土瓦】 繩タタキの粘土版作り平瓦（国衙系瓦屋で製作）
【その他】 第5期同様、武藏国府が管理する南多摩窯跡群から瓦が供給されるとともに、同時期の竪穴住居数棟が確認されている。時期から878（天慶2）年9月29日に起きた「相模・武藏地震」との関連も考えられる。

III-3 瓦の種類による分類

① 丸瓦 1点 【資料10】

長い瓦の一部が一つ見つかった。丸瓦は吹く際には、広縁部が軒先側になり凸面が上を向いている。2種類に分けることができ、狭縁部に段差がついているのを有段式、ついていないものを行基式という。川崎市は出土した2,318点の全てをこの行基式の瓦だとしている。作り方は、平瓦と同じ桶巻作りであるが、180度の線で円を二等分するところは異なっている。

【資料9】法政二高所蔵瓦の種類と破片

種類	軒平瓦	丸瓦	平瓦	軒丸瓦	合計
個数	8	1	306	0	315

② 平瓦 【資料11】

最も多く確認でき種類も多いので、III-4でタタキの違いから細分する。この瓦は丸瓦同士の間に置かれ、丸瓦と反対に置かれる際は凹面が上で狭縁部を軒先の方向にする。

【資料10】丸瓦



【資料11】平瓦



【資料12】平瓦（重弧文）



③ 平瓦（重弧文）8点【資料12】

軒先に設置される軒平瓦の種類の一つであり、軒先に面する方に横線が入っているものである。影向寺遺跡からは3重や4重、5重の物も発見されている【資料13】。所蔵している瓦はそのほとんどが欠損していて分類することは不可能である。

【資料13】確認できる重弧文(川崎市遺跡リーフレット①より)



III-4 平瓦につけられたタタキの分類

この節では、平瓦の両面につけられていたタタキによって分類していく。タタキは、瓦が焼成前の状態で木の板などでつけられる模様であり、そこから作られた時期が考察できるのである。そのため、タタキの説明とそれが作られる手法、そして考えられる時期や工房について格子文・布目・縄目に分けて述べる【資料14】。

【資料14】法政二高所蔵の平瓦の分類

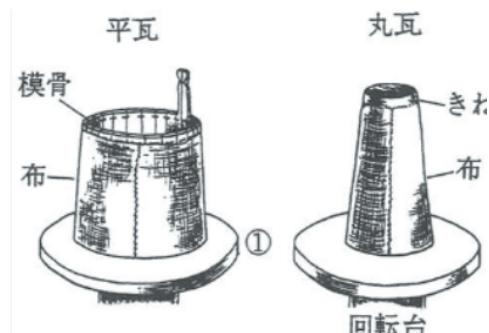
模様	斜格子	正格子	凸面布目	縄目	布目のみ	合計
個数	102	10	2	11	181	306

① 斜格子

斜格子の数は全体で二番目に多く確認できた。分類の際手掛かりとしたことは凸面の格子によって作られる空間がひし形であることである。これらの多くは、凹面は布目になっていた。川崎市の報告書では、正格子や布目のみと共に1型式（桶巻き作り）に分類されている。その中で斜格子は1B型に分類され、更に格子の大きさによってa～dと4つに細分化される。

桶巻作りとは、瓦を造る際に、模骨と呼ばれる桶を用意して布を巻きその上に粘土板を押し付けて成型していく手法である【資料15】¹⁷。最終的には、桶を囲った粘土を4分割するため4枚作りとも言われる。これにより、桶の弧を描く部分と触れた瓦の凹面は布目がつき、凸面の加工によって名称が変わっていく。この手法は、朝鮮半島で開発され日本に瓦が伝わってきた6世紀から8世紀以前まで使われている。

【資料15】桶巻作り（行橋市デジタルアーカイブより引用）



【資料16】斜格子の分類

				未確認
1Ba型式	1Bb型式	1Bc型式	1Bd型式	
長軸 3.3~3.5cm 短軸 1.5~1.8cm	長軸 2.0~2.6cm 短軸 1.0~1.2cm	長軸 1.2~1.5cm 短軸 1cm	長軸 0.6~0.8cm 短軸 0.5cm	

② 正格子 【資料17】

正格子は、凸面の格子によって区切られた空間が正方形になっているものであり、時代・製法ともに斜格子と同様に桶巻作りで6～8世紀と考えられている。分類は、1A型、格子の間隔よってa～dに細分化される。

【資料17】正格子



③ 繩目 【資料19】

縩目は、凸面に細い縄が転がされた文様がついたタタキであり、凹面は布目になっている。川崎市の報告書では2型に分類されており、更に粘土紐作りがA、粘土板作りがB、Cと細分化される。作り方は、逆蒲鉾型の型に一つ一つ粘土をのせて成型する1枚作りと言われる方法である【資料18】。国分寺造営の際に全国に広がった技法で、古代影向寺造営時期より後の時代のものと考えられている。

また、桶巻作りの瓦と比べると出土数が少ないため、この瓦は補修用のものだったと推測されている。この瓦の縩タタキの様相や色調は武藏国分寺造営の際に瓦を供出した南多摩瓦窯群跡産の瓦と似ており、そこで生産されたものと考えられる。

【資料18】一枚作り



④ 布目のみ 【資料20】

この瓦は、凸面は何もタタキがない無文（ナデ）であり、凹面に布目があるだけの瓦である。これも桶巻作りであり、その中でも一番数が多い。

凸面に模様がついていない理由としては、凹凸のついていないタタキを利用していったか、格子文か何かし

【資料19】縩目



らの文様をつけたあとにヘラでならしたと考えられる。瓦の凸面を叩いていないと、内部の空気が抜けず焼く際に手間が増えるため、叩かずにそのまま焼いたとは考えにくい。

なかでも凸面布目は、ほかの多くの種類の瓦の布目が凹面にあるのに対して、布目が凸面に出ている瓦のことである【資料20】。川崎市の報告書では3型に分類されており、見つかった量が少なく珍しいものである¹⁸。

製法は、桶巻作りが桶の外側に布を巻くのに対して、布を内側に巻いて更にその内側に粘土を貼り付ける「桶型内巻き作り」や後述する一枚作りの型を凹の字にする技法で作られる。しかし、事例が少ないため確かな時期やどちらの手法かは分かっていない。

【資料20】無文（凸面布目）



III-5 瓦の色調による分類

瓦は、胎土や焼く温度によって色が変わっていく。今回は、瓦の種類に拘らず、見た目の色で分類した。分類の結果は下の図の通りである。

色の違いが出る原因としては、燃焼時の温度が関連しており、高温であったら酸素が不足し還元焼成されるため黒色になる。そして、低温であったら酸化焼成され土器のような赤色になっていく。順番としては、温度の高い順に黒、白、灰、茶、赤と並べることができる。

【資料21】瓦の色調による分類

色	灰	黒	白	赤	茶	合計
種類	122	38	31	53	74	315

III-6 瓦以外の遺物について

瓦以外の遺物としては、土器が約400点と圧倒的多い、その中でも縄の模様が立体的にしている縄文土器のようなものも幾つか発見された。他には、須恵器や中世の板碑のような石などが採集された。

III-7 特徴のある瓦について

瓦の分類を進めていく中で、先程述べた製作技法をより実感できる瓦が見つかった。そこで、この節では、そのような特徴的な瓦について今まで分類の際に観点としたことを踏まえて、幾つかの例を挙げて考察していく。

① 平瓦の布目の入れ違い

色は茶色であり、少し光砂粒が入り込んでいる。場所は、側縁部のみが確認できる。タタキとしては、凸面が斜格子の凹面が布目になっている。作り方は桶巻作りだと考えられるが表面の格子に別方向の線が入り込んでいるため、模骨に巻く布の端のほうであったと考えられる。この瓦の特徴は、裏面の布目が重なっていることである。ここから、桶（模骨）に布を巻き付ける際に、長さが余って2重になってしまった部分で型取られ瓦だと考えられる。

② 樋板の跡が残る平瓦

色は表面が灰色であり、断面から瓦内部は赤色である。これは焼く際に十分に焼かれなかつたためだと思われる。白色の砂粒が少数入り込んでいる。場所は、側縁部のみが確認できる。タタキは、凸面ではなく、凹面に布目を持っている。よって瓦は布目を有する無文瓦であると考えられる。また、凹面には樋板の跡がはっきり残っている。この瓦は側縁部が真上ではなく、斜めに向いているため、桶巻作りだと考えられる。この瓦らの凸面には側縁部から側縁部へとヘラで撫でられた跡が確認できる。側縁部にはヘラによる3回の側縁部調整の跡が確認できる。

③ 凹面に繩状の形跡が残る瓦

色は赤茶色で、黒色の砂粒が少量入り込んでいる。場所は、側縁部のみが確認できる。タタキは、凸面ではなく、凹面には繩を横に当てたような形跡が確認できる。この瓦の特徴は、凹面の布目が蛇行していることである。このことから、模骨に桶の代わりにとぐろを巻いた繩を使ったと考えられる。

④ 平瓦の狭部

外は、灰色で内は中まで十分に火が通っていなかったためか、赤い。内包物は、砂が多くみられ他には、砂利が見られる。この瓦は側縁部が真上ではなく、斜めに向いているため、桶巻作りだと考えられる。凸面には横方向に線が入っており、これは表面を撫でる際にできた跡である。凹面には布目が施されており、タタキの跡が見られる。側縁部の両端の部分は、②と同様に複数回面取りされており、今回は二面取りされている。これは職人の技法だと考えられ、そこから他の同じ回数の面取りがされたものは、同一人物か同じ工房で作られたものだと考えられる。

IV. 考察

一部の瓦に注記されていた文字は、採集地点は影向寺阿弥陀堂周辺か庫裡、年月は1979か1980と書かれていた。実際に当時の部活のOBにインタビューを行ったところ、採集したのは1974年から1977年の間に調査を行ったとの返答が頂けた。このことから少なくとも、1970年代なかばから後半にかけて採集されていたことが分かった。

庫裡とは、寺院の建物全体を指すため特定が難しいが、阿弥陀堂は市によって1978年に調査が行われていたと書かれている。その際、軒平瓦は計29個見つかっており、そのうち1つが3Aつまり3重弧文であることが確定している。奈良時代の遺構は未確認であるが、そこから古代の瓦が出土していて、法政二高が所蔵する瓦も同様のものが確認できた。

また、私たちの部が所有する遺物の分類した結果、軒丸瓦以外すべての部位が見つかっており、特に平瓦では、凸面凹面ともに見分けがつきやすいもの多かった。そして、多種多様な製法で瓦が作られたことも確認できた。

さらに川崎市の報告書によると、古代影向寺の瓦は、創建期（7世紀）は三輪瓦窯で、修復期（8世紀）は南多摩窯で作られたと考えられている。三輪瓦窯は、現在の町田市にあった窯のことで、影向寺のほかにも都筑郡や久良郡の古代寺院に瓦を供給していた。製造法は、桶巻き作りである。南多摩瓦窯群は、多摩郡に三輪瓦窯より少し後の時代にあつた窯の総称である。供給先は相模・武藏国分寺、製造法は一枚作りである。

両者の窯を比較すると、三輪瓦窯では桶巻きでも多様な製造法や紋様があったのに対して、南多摩窯では縄目一種類の瓦しか供給されなかったようである。私たちはこのバリエーションの差について着目している。その差は、供給対象が地方氏族による寺院か国による寺院なのかということだと考えた。つまり、国衛系の窯跡ではある程度均一化された瓦が焼かれたと考えられるからである。また、古代影向寺は久良、都筑郡以外にも、瓦の産地である多摩郡とつながりをもち、流通ルートがあったことが指摘できる。

以上のことから、遺物の分析によって古代影向寺の創建期や修復期などと瓦窯跡の関連から古代影向寺は他の地域とのつながりのなかで維持してきたことがわかる。

V. 今後の課題

今回、瓦を中心とした遺物の分類・細分化をおこなった。今回の調査にあたって、私達は計2回の遺物の統計をとったが、その際得られた情報は、遺物の総数や大まかな色や模様といったものであり、今後は更に詳しく分類する必要がある。特に、川崎市の報告書では、格子や縄目の模様を大きさで分けてもいたので再分類の必要がある。

その他にも、この影向寺は現在もなお存在しているとおり長い歴史がある寺であり、様々な時代の遺物が出土する。そのため、中世や近世の遺物についても学んでいきたい。

そして瓦のタタキや含有物を見て、影向寺の瓦と同范があると考えられている相模国分

寺と武藏国分寺との類似点や相違点を見つけていくことで、影向寺の瓦についてさらに調査を進めていきたいと考えている。

今回の調査にあたり、以下の方々にさまざまなことを教えていただきました。お礼申し上げます。

- ・専修大学考古学ゼミ（小林孝秀准教授・ゼミ生・院生の方々）
- ・石井龍太先生（武藏大学人文学部教授）
- ・川崎市教育委員会文化財課 栗田一生さん・石井一樹さん
- ・法政二高歴史研究部O B 大庭乾一先生

注

1. 村田文夫, 2010, p.31
2. 谷川磐雄1923a, pp.14–18, 谷川磐雄1923b, pp.12–17, 谷川磐雄1923c, pp. 5 – 11。三輪善之助の論考については杉山2002を参考にした。
3. 坂詰秀一1990, pp.28–35
4. 村田文夫2010, p.31
5. 三舟隆之2017, pp.69–77
6. 栗田一生2017, pp.207–217
7. 村田文夫, 2010, p.31
8. 仁藤 2012, p.172
9. 原島1977, p.321
10. 仁藤2012, pp.203–204
11. 川崎市1993, p.288
12. 田中2024, pp.52–53
13. 川崎市1993, p.299
14. 杉本一樹2018, p.179
15. 村田文夫2016, p.41
16. 川崎市教育委員会『国史跡 橋樹官衙遺跡群 橋樹郡家跡・影向寺遺跡』有限会社 協立印刷者, 2024年, p 10から
17. 崔ゴウン（2018）『古代における瓦の製作道具についての～「桶巻作り」による平瓦と丸瓦の復元作業を通して～』竹中大工道具館研究紀要第29号 p.43
18. 小谷徳彦（2004）『飛鳥における凸面布目平瓦の一事例』奈良文化財研究所紀要 pp.24 ~ 25

【参考文献一覧】

- ・『川崎市史 通史編1：自然環境 原始 古代・中世』川崎市, 1993年
- ・栗田一生「武藏国橘樹郡家と影向寺遺跡」『古代東國の地方官衙と寺院』, 山川出版社, 2017年,
- ・坂詰秀一「歴史考古学史上の川崎」『川崎市史研究 創刊号』, 川崎市公文書館, 1990年
- ・杉本一樹「正倉院の纖維製品と調庸関係銘文：松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂（前編）」『正倉院紀要』40, 2018年
- ・谷川磐雄「影向寺発見の古瓦に就て」『武相研究 第3輯』, 1923年
- ・谷川磐雄「影向寺発見の古瓦に就いて」『武相研究 第5輯』, 1923年
- ・谷川磐雄「影向寺発見の古瓦に就いて」『武相研究 第7輯』, 1923年
- ・三舟隆之「古代東国の仏教受容と寺院」『古代東國の地方官衙と寺院』, 山川出版社, 2017年
- ・村田文夫『武藏国橘樹官衙遺跡群の古代学：国史跡・橘樹郡衙跡と影向寺遺跡』かわさき市民アカデミー, 2016年
- ・村田文夫『川崎・たちはなの古代史 寺院・郡衙・古墳から探る』有隣新書, 2010年
- ・川崎市教育委員会『国史跡 橘樹官衙遺跡群 橘樹郡家跡・影向寺遺跡』有限会社協立印刷者, 2024年
- ・崔ゴウン (2018)『古代における瓦の製作道具について～「桶巻作り」による平瓦と丸瓦の復元作業を通して～』竹中大工道具館研究紀要第29号
- ・小谷徳彦 (2004)『飛鳥における凸面布目平瓦の一事例』奈良文化財研究所紀要
- ・有吉重蔵 (編)『古瓦の考古学』ニューサイエンス社, 2018年
- ・原島礼二『日本古代王権の形成』校倉書房, 1977年
- ・仁藤敦史『古代王権と支配構造』吉川弘文館, 2012年

